

## 千葉県保育所・認定こども園指導監査要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉県公立保育所及び千葉県公立認定こども園が児童福祉法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律における最低基準、保育所保育指針及び認定こども園教育保育要領に基づき、児童の最善の利益を守り、福祉の向上と質の高い保育を提供するために、必要な助言、指導を行うことを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### (指導監査対象)

第2条 この要領による指導監査の対象は、千葉県公立保育所及び千葉県公立認定こども園とする。

### (指導監査方針等)

第3条 指導監査の実施方針、実施計画等は、幼保指導課長を委員長とした幼保運営課長、課長補佐、幼保指導課職員担当課長、保育所指導担当課長、主幹の職にある保育所長、課長補佐、担当課長補佐、及び保育指導課内の担当で構成する指導監査委員会を年度当初に開催し、策定する。

- (1) 実施計画の策定に当たっては、効果的かつ効率的な指導監査の実施について配慮するとともに、保育所(園)の実情を考慮し、その運営に支障とならないよう配慮する。
- (2) 指導監査は、監査指導事項及び指導監査基準を定めて実施する。

### (実施期間)

第4条 指導監査は、実施計画に基づき、原則として、1施設につき3年に1回行うものとする。

### (実施体制)

第5条 指導監査担当職員は、幼保運営課及び幼保指導課課長補佐以上の職にある者、担当係員、及び各行政区の主幹の職にある保育所長をこの任に充てるものとする。

- (1) 指導監査は、実施計画により、指導監査担当職員が2名の監査班を編成して実施する。

### (指導監査の方法)

第6条 指導監査は実地にて行う。

- (1) 指導監査の実施に当たっては、事前に日時、場所、指導監査担当者、必要な資料等を対象保育所長・認定こども園長に文書で通知する。
- (2) 指導監査を効果的に実施するため、保育所・認定こども園に対し事前に資料の提出を求めることができる。
- (3) 指導監査実施後、代表者に対し講評を行うものとする。

(指導監査の結果等)

第7条 指導監査担当職員は、監査結果について、指導監査終了後、速やかに幼保指導課長に報告する。

- (1) 指導監査の結果、概ね適正が認められた場合は、文書により通知する。
- (2) 指導監査の結果、改善または是正を要する事項のうち、重要と認められる事項についてはその内容を口頭、及び文書により指示する。
- (3) 文書により改善を指示された保育所・認定こども園は、指摘事項改善報告書により、幼保指導課長に報告しなければならない。
- (4) 指導監査の結果は、社会福祉法人等監査台帳により幼保指導課で保存する。  
なお、保存期限は5年間とする。

(指導監査の結果等の公表)

第8条 幼保指導課長は、前条の監査結果について次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、千葉市情報公開条例及び千葉市個人情報保護条例に規定する非公開情報に該当する情報は公表しない。

- (1) 運営主体及び施設の名称
- (2) 施設の種別
- (3) 監査実施年月
- (4) 監査結果のうち、改善報告を要する指摘事項の有無及び指摘内容
- (5) (4) の指摘事項に対する改善状況

2 前項に基づく公表は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 公表は監査実施年度の翌年度9月を目途に行う。
- (2) 公表の方法は、市ホームページへの掲載による。
- (3) 公表の期間は、市ホームページへの掲載から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

3 第1項第5号に定める改善状況は、指摘事項に関する改善報告書等に基づき、次の各号に定めるところによる。

- (1) 改善報告書受領済 改善報告書が受理され、指摘に対する改善が完了又は改善に向けて着手している場合又は着手することを明確に意思表示している場合をいう。
- (2) 未改善 正当な理由なく報告期限を過ぎても改善報告書が提出されない場合をいう。

4 前項の改善状況の判定時期については、監査実施年度の翌年度8月末日を基準日とする。

5 公表後に保育所・認定こども園から改善報告書の提出があり、内容審査の結果、改善状況に変化があった場合には、改善状況を適宜変更するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、指導監査に必要な事項は幼保指導課長が定める。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。